

# 研究成果報告書

平成4年度科学研究費補助金（一般研究A）

課題番号03401012

## 戦間期日本資本主義の国家像

### 研究組織

研究代表者	田中 浩	大東文化大学法学部教授
研究分担者	安 世舟	大東文化大学法学部教授
研究分担者	坂井雄吉	大東文化大学法学部教授
研究分担者	和田 守	大東文化大学法学部教授
研究分担者	小松 進	大東文化大学法学部教授
研究分担者	加藤普章	大東文化大学法学部助教授
研究分担者	佐藤定幸	大東文化大学経済学部教授
研究分担者	加藤哲郎	一橋大学社会学部教授

### 研究経費

平成3年度	5200千円
平成4年度	3000千円
計	8200千円

## 研究発表

### (1) 学会誌等

- 加藤哲郎 分化するジャパノロジー  
(『窓』10号、1991年12月10日)
- 田中 浩 長谷川如是閑の中国論(上)——「国亡びて生活あり」——  
(『大東法学』19号、1992年1月31日)
- 田中 浩 長谷川如是閑の中国論(下)  
(『大東法学』22号、1993年予定)
- 安 世舟 「現存社会主義」を崩壊へ導いた諸要因に関する若干の考察——ヘルマン・ヘラーの社会的法治国家論、および社会主義と儒教政治体制との比較の視点からの一接近——  
(『大東法学』19号、1992年1月31日)
- 坂井雄吉 明治22年の町村合併とモッセ  
(『大東法学』19号、1992年1月31日)
- 和田 守 静岡県国家学会と岡田良一郎の国家思想(一)  
(『大東法学』19号、1992年1月31日)
- 和田 守 静岡県国家学会と岡田良一郎の国家思想(二)  
(『大東法学』22号、1993年予定)
- 加藤普章 比較連邦制度論——その理論と方法について——  
(『大東法学』19号、1992年1月31日)
- 加藤哲郎 21世紀の行方  
(『大東法学』19号、1992年1月31日)
- 田中 浩 <現代独裁論>考——カール・シュミットの全体主義国家論をめぐる  
(『世界』570号、1992年7月1日)
- 加藤哲郎 スウェーデンモデルか日本モデルか  
(『経済評論』41巻8号、1992年8月1日)
- 加藤普章 先住民、連邦、アメリカ・カナダの民族問題  
(『世界』576号、1992年12月1日)

和田 守 福祉国家と国民統合 —近代日本における社会福祉政策の特色—

(『国際比較政治研究』2号、1993年3月印刷中)

小松 進 わが国における陪審制 —政治制度としての陪審—

(『大東法学』22号、1993年予定)

(2) 口頭発表

加藤普章 戦間期の日本とアメリカの比較研究 —国際的オピニオン誌『ネーション』の分析を通して—

(1993年度日本政治学会研究会、1993年10月2・3日予定)

(3) 出版物

加藤普章 移民が作った国 (米州・豪州)

(山内晶之編『入門世界の民族問題』、日本経済新聞社、1991年7月10日)

田中 浩 独裁と自由 —『独裁』(1921年)論の現代史的意義

(カール・シュミット著、田中浩・原田武雄訳『独裁』、未来社、1991年8月30日)

Teturo KATO with Rob Steven, Is Japanese Capitalism Post-Fordist?.

(Japanese Studies Center, Melbourne, Australia, 1991.5)

坂井雄吉 井上毅の天皇観

(石井繁郎・水林彪編『日本近代思想体系(7) 法と秩序』月報23、岩波書店、1992年3月26日)

和田 守 地方改良運動の進展、戦時体制と掛川

(『掛川市史』下巻、ぎょうせい、1992年3月30日)

加藤哲郎 『社会と国家』

(岩波書店、1992年9月10日)

## 目 次

大正デモクラシーと地域社会の再編 — 静岡県引佐地域の事例 —	・ ・ ・ ・ ・ 和田 守 ( 5 )
わが国における陪審制 — 政治制度としての陪審 —	・ ・ ・ ・ ・ 小松 進 ( 27 )
静岡県国家学会と岡田良一郎の国家思想 (一) (『大東法学』19号)	・ ・ ・ ・ ・ 和田 守 ( 58 )
明治22年の町村合併とモッセ (『大東法学』19号)	・ ・ ・ ・ ・ 坂井雄吉 ( 86 )
比較連邦制度論 — その理論と方法について — (『大東法学』19号)	・ ・ ・ ・ ・ 加藤普章 (105)
「現存社会主義」を崩壊へ導いた諸要因に 関する若干の考察 — ヘルマン・ヘラーの 社会的法治国家論、および社会主義と儒教政 治体制との比較の視点からの一接近 — (『大東法学』19号)	・ ・ ・ ・ ・ 安 世舟 (138)
日本の国家形成と国民形成 (『社会と国家』)	・ ・ ・ ・ ・ 加藤哲郎 (168)
長谷川如是閑の中国論 (上) (『大東法学』19号)	・ ・ ・ ・ ・ 田中 浩 (208)

日本の国家形成と国民形成

## 1 世界史のなかの日本国家

### 中曽根元首相の「国家」観

一九八五年七月のことです。当時の日本の首相中曽根康弘が、自由民主党のサマーセミナーでおこなった一つの発言が、話題になりました。中曽根発言は、こうです。

「国家というのは、日本のような場合、自然的共同体として発生しており、契約国家ではない。勝っても国家、負けても国家である。栄光と汚辱を一緒に浴びるのが国民。汚辱を捨て、栄光を求めて進むのが国家であり国民の姿である。」

ちょうど第二次世界大戦が終わり四〇周年でした。同じく敗戦国であった西ドイツの大統領ヴァイツゼッカーは、五月の連邦議会演説で過去のナチスの犯罪と戦争による犠牲にふれ、自国の歴史を反省し二度とあやまちをおかさない決意を述べました。それは対照的に「日本国家の栄光」を強調した中曽根発言は、世界から注目されました。

この首相は、翌月、歴代首相として初めて戦争犯罪人をまつた靖国神社に公式参拝し、中国や韓国の新聞から批判されました。翌八六年九月の同じセミナーでは、今度は「民族的統一をもつ日本国民の知的水準はブラック、プエルトリコ、スペイン系などのマイノリティをかかえたアメリカ合衆国より高い」と発言して、人種差別ではないかと

アメリカから批判されました。

右の中曾根発言は、日本の保守政治家の国家観を率直に示したものです。おそらくこのようにはっきり言わなくても、そのように考えている日本人は多いでしょう。つまり、日本は「単一民族」であり、日本の国家は「自然的共同体」で、西欧型の「契約国家」ではない、と。いったい日本の国家は「自然的共同体」なのでしょうか？

### 西欧中心史観の限界

西欧近代国家は、すでにみたように、市民社会とともに、市民社会との緊張関係のなかで、生まれてきました。日本の場合には、イエ・ムラ型の「世間」はありましたが、福沢諭吉らがソサイアティの翻訳に苦勞したように、近代国家の成立時に、それを支えかつ統制する「社会」がありませんでした。それは、日本には「社会」という言葉や觀念がなかっただけでなく、「市民社会」を生み出す歴史的条件が欠けていた、ということでしょう。このことを考えてみましょう。

もともと西欧が世界史の中心になるのは、厳密には一八世紀のイギリス産業革命・フランス市民革命のころからです。近代西欧の個々の構成要素の歴史的起源をたどると、大航海時代や絶対主義国家、さらには中世自由都市や身分制議會、ローマ・ギリシャ文明へとさかのぼることができますが、それは、西欧が常に世界の中心であったことを意

味しません。

しばしば近代の特質とされるいくつかの指標、たとえば科学技術や貨幣・市場経済の発展は、中国やイスラム圏では、ヨーロッパより早くからみられました。法典整備や官僚制をみれば、中国のそれは古くから高度に独自の発展をとり、隋唐時代には科挙という官吏任用制度も生まれました。人間の歴史は、さまざまな地域で、それぞれのかたちで多系的に発展してきた文明と文化が、多面的につながり分岐したものです。

そもそも古代・中世・近代という時期区分自体が、きわめて西欧的です。中世は、古典古代の栄光と近代の繁栄には含まれた、停滞・暗黒のイメージがあります。しかし世界史全体のなかでは、その時代に中国、ビザンティン、メキシコの文明があり、イスラム文明が広大な領域をおおっていました。

オスマン・トルコを中心としたイスラム文化は、大航海時代はもとより一七世紀ごろまで、世界史の「中心」といいいい存在で、西欧の方が「周辺」でした。

### 世界史の激動のなかで

ですから、近代をどう評価するか、近代の特質をどこにみるかで、人間の歴史の見方は、ずいぶん変わってきます。私たちは、西欧から発する一つの文明の型が優勢な時代に生きているがゆえに、近代を現在の起点と考え、その特質としての資本主義機械文明

や政治的民主主義を基準にして、一七世紀以前の歴史をふりかえっているのです。

しかも、日本が非西欧から発しながら資本主義世界システムの「中心」のひとつとなり、現代工業世界の最先端にいるため、市場経済や民主主義ばかりではなく、帝国主義的植民地化やキリスト教文化をもしばしば他世界に強いてきた、欧米の人々の歴史観がゆらいできました。私たちの西欧を基準にした歴史観も、変貌を迫られています。

一九九二年はコロンブスのアメリカ大陸「発見」五〇〇周年ですが、一〇〇年前の四〇〇周年に「進歩と文明の先駆者」として讃えられた英雄コロンブス像は、失墜しました。「発見」という言い方は欧米ではタブーになり、「抑圧と人種差別・奴隷制・蛮行・民族絶滅・環境荒廃の先駆者」とされるまでになっています(A・シュレジンジャー「英雄神話の崩壊」、『読売新聞』一九九二年五月二一日)。

西欧における市民社会と近代国家の同時形成という事態も、一つの特異な歴史発展のタイプと考えられます。ましてや現在は、ソ連邦崩壊で一八世紀末のフランス革命期にも匹敵する世界史的激動のさなかです。世界史でも日本史でも新しい見方が生まれています。中世が暗黒時代だとする見方や、日本史に西欧史の時代区分を直接あてはめる見方、日本史を一国主義的に扱う「国史」、原始共同体から奴隷制・封建制・資本主義を経て社会主義・共産主義にいたる経済的社会構成体の変化という単線的唯物史観などは、今日では、人間の歴史の狭い見方であったことが、明らかになっています。

国家制度や経済体制ばかりではなく、庶民の日常生活や自然との関わり、都市と農村、宗教やエスニシティ、非文字文化や言語、旅や風土の重要な役割にスポットが当てられ、先住民たちの土地や言語に関する権利(先住権)さえ主張されています。

近代国民国家自体は西欧の産物ですが、それが日本に入るさいには、それまで日本列島に歴史的に存在したさまざまな要素と接合されたことに、留意しなければなりません。

## 2 社会なき国家形成の遺産

### 中国に影響された早熟的な国家形成

明治の日本人にとって、ソサイアティを「社会」と翻訳する場合とはちがって、英語のステイト(state)を「国家」という日本語におきかえるのは、あまり苦労がなかったようです。それどころか、ソサイアティでさえ、「国」や「邦国」と訳された場合があります。どうやら「国家」の方は、明治の日本人にはなじみ深かったようです。

日本語には、「国家」のほか、「国」というあいまいな言葉があります。中国伝来で、中国語では、もともと貴族の居住地域をさしました。今日の日本語では、故郷や風土をさしても使われます。それに「家」がついた「国家」は、秦漢帝国以前の中国で「国」を支配する氏族をさして生まれました。現代日本語では、いかにも家族共同体が国全体

に広がったイメージがあります。中曾根元首相は、それを「自然的共同体」といったのでしょう。じっさい戦前の日本では、天皇を「万世一系」(大日本帝国憲法第一条)の家長に、国民を「天皇の赤子」<sup>せきし</sup>になぞらえる、家族国家観がもてはやされました。

福沢諭吉『文明論之概略』は、日本の「権力の偏重」「政府ありて国民なし」を論じながら、「古来の因襲に国家という文字あり。この家の字は人民の家を指すにあらず、執権者の家族または家名という義ならん。ゆえに国は即ち家なり、家は即ち国なり。甚しきは、政府を富ますをもって御国益などと唱うるに至れり。かくのごときは則ち国は家のために滅せられたる姿なり」と書いています。日本の国家が「イエ」の延長上であり、しかもそれは民衆の公共的イエではなく、権力者の私的イエになっていること——「家あるを知りて国あるを知らざる」——を示唆した一節です。

しかし、福沢は自覚していないようですが、日本語の「国家」は、すでに帝制中国から日本に入ったときから、中国とは異なる独特のニュアンスをもったようです。

秦漢帝国建設後の中国語の「国家」は、皇帝を頂点とする官僚的統治機構を意味し、それは日本には、中国の隋唐時代、七世紀の律令国家形成のさいに入ってきました。日本語の「国家」という表現は、古くは六〇四年の聖徳太子の「一七条憲法」に「國家自治」として現れ、八世紀の『古事記』には「邦、國(国)、邦家」などとでてきます。

律令国家は、畿内から発した豪族である大和王権が、当時の世界で最も進んだ文明国

であった中国隋唐の統治制度Ⅱ律令を、日本に移入したものです。首長は禁忌の世界に生き、農民は竪穴住居で原始的共同生活を営んでいた未開社会に、強引に統一国家をつくったのです。

当時の東アジア情勢は、唐が朝鮮半島に攻めこみ、緊迫していました。従来の国名「倭国」を「日本」とした表現は、六六九年の遣唐使文書にみられますが、定着したのは七世紀末といえます。大和王権は、百済を媒介に隋唐帝国に朝貢して服属の意を示し、しかし新羅のように冊封関係に入ることは拒み、日本列島の独立した王として信認をえようとなりました。逆に百済・新羅に対しては大国としてふるまい、「日本」とセットで生まれた「天皇」の称号は、中国の「天子・皇帝」と朝鮮の「大王」の中間の地位を表現するといわれます。

この対外的代表性を正統化根拠とし、それまで対立・並存していた地方豪族を律令官制にくみこみ、天皇から国司・郡司にいたる位階的・身分的秩序を構成しました。日本は、中国帝国を「中心」とした朝貢秩序の「周辺」に位置しましたが、大和王権は、朝鮮半島の新羅・百済に朝貢させて、東アジアの「半周辺」Ⅱ「東夷の大国」としてふるまったのです。

科学技術や商工業が発達していた中国には、律令法典で支配すべき文明社会がありました。東国にはまだ支配が及んでいませんが、当時の日本は、文明以前の未開社会でした。東国にはまだ支配が及んでいませ

ん。統治機構の頂点の天皇から底辺の「公民」にいたる官制秩序を、それを支える社会が未成熟のまま、輸入したのです。

ですから、官制・戸籍と首都・仏閣はととのいましたが、「公地公民」下の農民の負担は大きく、口分田からの逃亡があいつぎ、八世紀の新田開墾奨励は、貴族・寺社の私有化・荘園化に道をひらきました。いわば、国家による強行的「社会」創出です。

この時、中国語の「国家」は、新たな日本の意味を獲得しました。すなわち、当時の中国では、「国家」は「天下」「天命」という儒教の超越的權威にしたがうもので、国家レベルの王朝交代は「天下の王道」に反した「易姓革命」であり、民衆は「生民」の世界とは関わりないものでした。さまざまな種族の民衆は、「文化」の共有で「天下」とつながっていました(小倉芳彦『逆流と順流』研文出版、一九七八年、溝口雄三『方法としての中国』東京大学出版会、一九八九年、参照)。

ところが日本では、古代の律令継受の段階で、国家の存在を正統化し国家をも規制する「天道」「天命」の道徳的原理をもたないまま、天皇を頂点とした官僚的国家機構が、そのまま権力と權威を集中して創設されました。そのため、当時の中国語の「国家」は、自然法の規制を受ける一六世紀の英語のステイトに近いものであったのに、日本の「国家」は、それ自体が「天下」をなおり、権力と權威を独占するものとなりました。

## 律令国家と天皇の權威

唐代中国では、一〇〇万都市長安にさまざまな商店がならび、科学技術も発達して共同体から農民経営が分かれ、三五〇州と一五五〇の県の州県制のもとで、農村にも集落があり、地方都市も生まれていました。体系的な法典・官制は、市場經濟の発達した巨大な帝国を支配し統合するためでした。

その生活者「生民」は、「天下」に従う「公」の觀念をもち、「国家」からは独立した社会的つながりをもっていました。「公」とは国家ではなく、個人「私」を相互につながる水平的原理で、私は公の一部で公に関与し「公」を構成します。国家の「官」ないし「士」は「天下の生民のための治者」で、日本のように「官」公や「私」公の及ばない領域」の觀念はありませんから、「公」は、国家との関わりでは西欧近代の「市民的公共性(Public)」に近く、中国的「市民社会」とよぶ学者もいます。

国家を動かす官ないし士の世界は、「生民」世界の支配をめぐってさまざまな王朝が交代しましたが、その統治には、刑事・行政手続きが高度に発達し体系化された中国法「律令格式・文字文書主義」があり、その担い手は、官吏登用試験「科挙」で選抜されました。

それに対して、日本の律令国家は、文明の土台のないまま王権が共同体と農民を「公地公民」として統治の対象とし、社会が未成熟のまままで治者と被治者を国家共同体に囲

い込みました。その「公」は「国家」官」でおおわれる領域で「私」の関与する余地はなく、末端まで行政ヒエラルヒーが貫徹する、いわば、社会なき早熟的国家形成でした。

日本語の「政治」の起源である「マツリゴト」政事、祭事」も、統治者の官制上での上位者に対する「奉仕の提供」の意味を持ち、中国語の「政事」の意味するたんなる統治とも、社会成員たる自由人が共同体の公的統治を行う古代ポリス・近代西欧的「政治」ポリティクス」の観念とも、初めから異なっていました(丸山真男「マツリゴトの構造」英文、ヘンリー・レーマン編『近代日本史の主題と理論』一九八八年)。

そして、律令国家が、天皇を正統的権威と権力の頂点におき、しかも太政官以下の官僚が天皇に「奉仕」して実質的に権力を動かし意志決定するかたちで構成されることにより、日本の「国家」は、たんなる統治機構ではなく、「天皇の正統性」「天皇への奉仕」の観念と結びつくことになりました。『日本書紀』に「国家」が「ミカド」の訓読みで現れ、一二八三年の円覚寺文書に「誠是国家及大將軍」とあるように、「国家」の語は、直接天皇をさしても用いられました。

そのため、莊園・私有地の拡大と律令国家の解体、公家・寺社勢力との対抗のなかから生まれた武家の権力は、実質的に政治権力を独占しても、その権威の源泉を天皇に依拠しました。鎌倉幕府から徳川幕府にいたるまで、現実の権力者は「將軍」「執権」「関白」を名乗り、その権力の究極的根拠を、京都の天皇の認証による官職に求めます。江

戸時代には、封建的身分制が確立し、朝廷は下層民衆に遠い存在で、「国家」の語は「藩」をさして用いられる場合が多かったのですが、それでも、秩序の頂点で徳川家の他大名支配、公家・寺社支配を根拠づけたものは、天皇の権威だったのです。

こうして、国家が西欧語のステイト(state)の翻訳語となっても、明治維新が「王政復古」として天皇帝国家の意味を継承しむしろ復活させたため、今日にいたるまで、日本語の「国家」には、天皇の権威による正統性が、つきまとうことになりました。

### 経営体としてのイエの継承

律令国家は中世の早い時期に解体し、公家・寺社・武家の土地私有を基礎とした分権化・領域支配・権力抗争のなかから、武士団の封建的権力が確立します。南北朝・室町・戦国時代には、農民・在地武士の「惣・寄合」を基盤とした「一揆」「一味同心」や、商工業者・町人たちの「座」「会合衆」による自治都市化、戦国大名の「下剋上」のような、時の権力に抵抗する水平的原理も生まれました。

このころ、「私」としての武家のイエ支配が確立しましたが、その権力は朝廷によって認められた「公儀」となり、職人・商人・芸人など平民や女性には、かつての「公民」性を逆手にとった原始的自由空間である「公界」<sup>くがい</sup>があった、といえます。いわば、「公」の身分的・階層的分化です(網野善彦『無縁・公界・楽』平凡社、一九七八年)。

しかし、近代国家との関わりで重要なことは、織豊政権による領国統合・兵農分離を経て徳川家が幕藩体制を確立した時期に、律令国家の分解、社会的分業と私的所有のなかから生まれた日本社会の基本単位が「イエ経営体」として構成され、公家・寺家・道家・武家から底辺に浸透して、農民や町民の社会をもおおいっくしたことです。

イエ自体は、日本固有の社会関係ではありません。中国にも西欧にもあります。帝政中国のイエは、祖先を共有する純粹の血統家族で、氏族・宗族制の長い伝統を持ちますが、家産や家業Ⅱ経営体の意味はなく、成員はそれぞれ個人として産業に従事し、財産は分割相続されず。法は個人に還元して適用され、官職も家業としては継承されず、科挙の制度がありました。

しかし、日本のイエは、氏族・宗族が未成熟の段階で律令制が導入され、国家的共同体の分解が「官職」と結びついた社会的分業の発展の結果であったために、生まれましました。それは、血縁家族を核としながらも、家産・家業・家名をもつ「経営体」で、社会的分業の基本単位でした。公家・寺家・道家・武家は、それぞれ土地や「職」を家業・家産として相続し、対外的「公」の世界では、家名がイエを代表します。家長も「当面のイエの主人Ⅱ当主」にすぎず、当初は分割相続もみられましたが、やがて長子相続が定着します。

経営体の意味でのイエは、中世西欧にも家産制・家父長制としてみられますが、日本

のイエは、必ずしも血統をとらず、家名にふさわしい嫡男がない場合には、家業を継ぎうる者を養子として迎えます。この養子によるイエの存続は、中国にも中世ヨーロッパにもみられず、日本の特質とされます。

また、中国的な「私のつながり」としての「公」の観念が弱いため、日本のイエは、「公の及ばない領域」としての「私」とされます。「公」は、中世後期に「官」が身分的・階層的に分裂したため、それぞれ上位者への「奉公」を意味します。

戦国時代の宣教師ルイス・フロイスは、『日欧文化比較』に「日本では誰でもイエの中で殺すことができる」と書いていますが、「私」としての自立的イエ経営の存続と発展も、「公」に依存・従属します。このイエ・ムラ型つながりが「世間」となり、全体として「公」に奉仕します。ですから日本では、「公」への年貢・租税の軽減要求は出てきませんが、年貢・租税自体を廃棄する要求は、ほとんどでてきません。

中世西欧にはイエ同士のギルドや兄弟団の宗教的・職能的な水平的結合があり、それが絶対主義下の等族的中間団体(社団)から君主や領主に対抗する自治領域となり、親方層から職人層にも広がり、イエ内部をも個人に分解して「市民社会」へと転変しました。

日本でもイエの水平的つながりは、中世後期に町人の座、農民・在地領主の一揆として生まれかけましたが、町人でも親方層のみで、職人Ⅱ「奉公人」層には広がらず、織豊政権により基本的に解体・再編されます。幕藩体制下では、五人組・株仲間などとし

て、支配と貢租の末端にくみこまれ、身分的・垂直的に統合されます。

「職」が身分的「職分」として「奉公」の単位とされ、公家・寺家・社家ばかりか、賤民身分や芸能文化の領域にも、天皇家を家元ないし擬似家元とする「家元制度」が残され、継承されました。堺など中世自治都市は生き延びることができず、幕藩体制に組み込まれ、江戸時代の都市化は領主の城下町から展開します。

このイエ型「世間」の強固な伝統は、近代にも受け継がれ、明治国家は、民法典の「家」制度として再編します。資本主義的経営も、擬似イエとして、天皇制国家を頂点とする「殖産興業・富国強兵」の一環に組み込まれます(水林彪『封建制の再編と日本的社会の成立』山川出版社、一九八七年、参照)。

### 世界システムの条件と雑種文化

日本の近代国家形成のいまひとつの重要な前提は、他の国家との関わりです。

七世紀の古代律令国家が、帝制中国の圧力を受け、その模倣をもとにつくられたことは明らかです。独立国家の都を示威する寺社仏閣自体、大陸から渡ってきた人々の力なだけでは、建設できませんでした。文字・宗教から技術・貨幣まで、日本文化は、中国と朝鮮半島の圧倒的影響のもとで形成されました。それら渡来人たちの子孫は、僧侶や職人の世界に浸透し、定住していきました。

平安の国風文化は、唐の衰退で可能になりましたが、武家の勃興は、貿易に消極的な宮廷・寺社に対抗した、宋明貿易の利益独占を背景にしていました。

かの倭寇は、いわば国境を意識的に超えた初めての民間集団でした。織田・豊臣の家統一は、キリスト教とともに伝来した革命的兵器Ⅱ鉄砲をいち早く導入した大名の勝利であり、わずか三〇年で、東アジア最大の鉄砲生産国になりました。豊臣秀吉の朝鮮侵略は、兵農分離による軍事力の国家的独占が、そのまま対外侵略につながったことを意味します。

にもかかわらず、日本の文明・文化は、世界の他の地域に比べれば、世界とのつながりが弱かったことは否めません。つまり、未開社会段階での早期の国家創出が、他のエスニシティとの交流を「官」Ⅱ国家に独占させ、地理的隔離と民衆レベルの異文化接触機会の貧しさが、日本社会と他の社会との関わりを国家主義的・選択的なものにしてしました。外国文化の受容は、その背景の文明や思想を捨象して、技術や理論を実用的にとりだし、伝統に接合して日本化するかたちになります。「雑種文化」といわれる由縁です。

その延長上に、二〇〇年余りの「鎖国」があります。鎖国は、直接にはキリスト教禁圧のためでしたが、ポルトガル・スペインにつづいて、オランダ・イギリス・フランスが東インド会社を設立し、アジアを資本主義世界システムの「外部世界」から「周辺」に組み込みはじめた時期に、イスラム・中国文化圏を楯に、交易を長崎でのオランダ・

中国貿易（および、対馬藩による朝鮮貿易、薩摩藩による琉球支配、松前藩によるアイヌ略奪）に選択的に限定し、外交・貿易権を幕府が独占するしくみでした。

一七世紀から一八世紀前半は、資本主義世界システム全体の収縮期でした。日本など東洋からの銀の流入が世界貿易を混乱させ、三〇年戦争期の西欧各国は重商主義的保護貿易に入り、中国・朝鮮・エチオピアなどでも、宗教的閉鎖政策がみられました。日本の鎖国は、西欧絶対主義型の身分制議會さえもない徳川幕府が専断的に決定した、アジア「周辺」化の間隙をぬっての一種の「国民経済」保護・育成策であり、同時に、朝鮮・琉球・アイヌに対する日本的「華夷秩序」形成でした。

幕府が「大公儀」で諸藩が「公儀」であるという重層的国家秩序のもとで、石高制と参勤交代を基礎とした交易ネットワークがつけられ、当時のロンドンに匹敵する一〇〇万人の消費都市江戸、人口四〇万で全国の米や貨幣を集積する商都大坂を軸に、明治の近代化を準備する市場経済が發展しました。いわば、資本主義世界システムから隔離されたかたちで、国内「中心—周辺」構造がつけられました。

「土農工商」の身分的たてまえは、市場・貨幣の發展や、寺小屋での読み書き能力普及と並行した社会移動で、徐々に浸食されました。農業技術改良や開墾による生産力の發展が農民層を分解させ、「將軍—譜代—外様」の幕藩体制の力関係にも、影響を及ぼします。明治維新のクーデタを成功させた勢力が、薩摩・長州・土佐・肥前という「周

辺」外様のなかでも、天保期以降、積極的な藩専売・軍制改革で「中心」幕府に対する自律性を強め「半周辺」化した「雄藩」から生まれたのは、偶然ではないでしょう。

いずれにせよ、日本の国家は、「自然的共同体」として生まれたわけではありません。むしろ中国・朝鮮半島との関わりで、また地方豪族間の対立と戦争をともなって、早熟的に生まれました。その後の展開も、世界システムの展開と無縁ではありませんでした。たしかに「契約国家」ではありませんでしたが、「単一民族」でもありませんでした。

### 3 天皇制国家と臣民社会

#### 外庄におされての近代国家建設

近代国家としての明治国家は、薩摩・長州など雄藩と公家・下級武士らの連合による尊皇倒幕運動の結果として、成立します。その権力構造転換のきっかけをつくったのは、市民革命・産業革命で資本主義的工業化をビルトインした、欧米「中心」の新たなアジア「周辺」化の圧力でした。

一八五三年の「黒船」ペリーの来航は、アメリカの中国市場への進出中継地を求めてのものでした。翌年の和親条約による「開国」は、イギリス、ロシア、オランダにも認めざるをえませんでした。通商条約には、フランスも加わりました。

め「鎖国」から離脱しようとする勢力が、国内に形成されていたからでした。

律令国家が中国や朝鮮半島情勢を背景にしていたように、明治国家も「外庄」を契機として、「社会」の語ももたないまま、アジアでは早熟的な近代国家形成に入ります。

それは、第二次世界大戦後に、三度繰り返されるパターンとなります。

### ドイツを「模範国」とした帝国憲法体制

明治国家は、「王政復古」として生まれました。ですから当初は、律令制度に起源をもつ太政官制がとられます。「御一新」「天下公論」「公議輿論」などのスローガンや、江戸の「東京」、藩の「県」への改称は、中国風です。しかし、その「公」とは、日本風に読みかえられた国家主義的「公」で、実体は、薩長土肥の「藩閥政府」「有司専制」にほかなりませんでした。

近代国家形成を急がせたのは、「万国対峙」の国際的危機感でした。憲法もないまま、版籍奉還・廃藩置県・学制・徴兵制・地租改正・神仏分離・四民平等と天皇の勅令で次々に改革が進む一方、岩倉視察団を派遣して欧米との不平等条約改正をめざし、「文明開化」「欧化」がはかられます。同時に、近隣アジアに対しては、朝鮮半島への征韓論がおこり、台湾に出兵し、琉球を属国にします。「脱亜入欧」です。

当時のフランス、イギリスなどの国家制度も参考にされましたが、自由民権運動の高

当時のアジア・太平洋地域は、アヘン戦争(一八四〇年)、クリミア戦争(五三―五六年)、太平天国の乱(五一―五三年)、セポイの反乱(五七年)、カリフォルニアやオーストラリアの金鉱発見(四八・五〇年)で、列強の植民地争奪戦の焦点でした。中国、ペルシャ、トルコ、シャムも不平等条約を強いられる、資本主義世界システムの再編期でした。

世界史的には、一八六八年の明治維新は、イギリスのチャーティスト運動から第二次選挙法改正(一八六七年)、フランス二月革命(四八年)、パリ・コミューン(七一年)、イタリア・ドイツの統一国家形成(六一・七一年)、アメリカ南北戦争と奴隷解放(六一―六五年)、ロシアの農奴解放(六一年)とナロードニキ運動など、世界システムにおける民衆の主体的登場の波のひとつでした。西欧では、労働組合運動や社会主義運動が勃興して第一インターナショナル(一八四―七六年)も結成され、これら「反システム運動」に対抗するためにも、国家形成後の国民形成＝国民統合が改めて課題となる時代の産物でした。「中心」覇権国イギリスは、「自由貿易帝国主義」のもとで「パクス・ブリタニカ(イギリス中心の平和)」を謳歌しますが、一方でカナダやオーストラリアなど白人移民地に自治権を認めながら、他方でインドを直接統治下におき、人種とエスニシティに応じた植民地政策をとります。

治外法権を認め関税自主権をもたないかたちであれ、日本がなんとか独立を維持しえたのは、列強の標的が中国にあり、また資本主義文明の外圧を「国家の危機」と受けと

かの律令国家における、「国家」の頂点でその存立の究極的正統性を支える天皇と、太政官以下の官僚が「マツリゴト」をおこない責任をとる構造の再現であり、近代西欧に由来する社会科学の概念では、なかなか把握しにくいしくみです。

ですから、明治国家のもとでの政治は、「国体」の枠内での「政体」をめぐる、「民権」から「民党」へと転換した地主・ブルジョア政党と官僚・軍部、内閣と議会、枢密院・元老など宮廷勢力と政党勢力などのあいだで、争われます。デモクラシー＝民主主義を「民本主義」と読みかえた大正デモクラシー運動などの力で、実質的に政党政治は実現され、一九二五年には男子普通選挙法が成立するまでになります。ただしそれは、従来の「安寧秩序保持」「朝憲紊乱」など治安政策のあいまいな構成要件を「国体の変革」「私有財産制度否認」と明確にした、治安維持法制定とセットになっていました。

その治安維持法の政府側草案第一条は、「国体若ハ政体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシタ結社」全体を取り締まるものとなっていました。つまり、一八八九年から四〇年近くかかって支配層が到達したのは、「国体」を守るには「政体」をも変えてはならない、という認識でした。

治安維持法自体は議会の法案審議で「政体」を削除して施行されたものの、一九三〇年代に入ると美濃部達吉らの天皇機関説は弾圧され、「滅私奉公」のスローガンと「国体の本義」のイデオロギーで、民衆が戦争に動員されます。

揚と明治一四年政変、松方デフレを経てできあがった国家は、ドイツ国法学を「準拠理論」とし、プロイセン帝国を「模範国」とした、大日本帝国憲法体制でした(山室信一『法制官僚の時代』木鐸社、一九八四年)。

欽定憲法でひとまず完成された国家は、立憲主義・権力分立・法治主義・内閣制度・議会制度、それに「臣民の権利義務」などをとりいれたことで、近代国家としての体裁をととのえました。とはいえそれは、ヨーロッパ市民革命の原理を極力抑え、第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」以下、世襲・神聖不可侵の天皇大権をうたった、君主制国家でした。陸海軍に対する統帥・宣戦・講和、議会の召集・解散権は天皇大権に属し、内閣も議会ではなく各大臣が天皇に責任を負い、行政官吏は「天皇の官吏」で、衆議院と貴族院をもつ議会は法律制定や予算で天皇を「協賛」するものでした。

明治初期の「国体」をめぐる討論は、「神権か天賦人權か」「国権か民権か」で争われました。自由民権運動のなかには植木枝盛らの人民主権論・共和制論もありましたが、大勢は「君民共治」「官民調和」であり、帝国憲法で天皇大権が明確になると、主権の所在と根拠を問題にする「国体」よりも、その統治・運用を問題とする「政体」が議論の中心になります。

いわゆる天皇主権説と天皇機関説の対立は、天皇の権限が法により制限しうるか否かであり、「政体」が変化しても「国体」は変わらないことが、前提されています。

は三三〇〇万人で農民が八割を占めました。長崎製鉄所・横須賀製鉄所、東京砲兵工廠・大阪砲兵工廠などが軍需用で、佐渡金山・生野銀山・釜石鉄山・三池炭鉱などが官営で開かれます。一八七〇年に工部省を設置、七二年に官営鉄道が始まり、富岡製糸工場などが次々につくられます。

それを支えたのは、地租改正によって地主が金納する租税で、国家財政の六〇―八五%に及び、三菱・三井など後の財閥につながる政商が育成されました。

松方財政と日本銀行設立(一八八二年)の時期から、官営企業は民間の政商に払い下げられ、一二時間二交代労働を少女たちに強制する『女工哀史』『ああ野麦峠』の世界が現出します。没落士族や豪農の一部は自由民権運動に加わりませんが、農村には寄生地主制が生まれ、一八九〇年の第一回衆議院選挙の有権者の九七%は、土地所有者 $\parallel$ 地主名望家でした。それもそのはず、この選挙の有権者は、国税一五円以上納税の満二五歳以上男性約四五万人で、それは一八九〇年の人口三九〇〇万人の1%にすぎませんでした。

資本主義的経営は、製糸・紡績業からはじまりましたが、労働力の中核は、小作農・貧農のイエが、口べらしを目的に借金とひきかえに「身売り」した若い女工たちで、監獄のような寄宿舎にいれられ、低賃金・長時間労働を強いられました。

官営軍工廠など重工業部門でも、親方・職工関係が家父長的に組織され、経営体としてのイエの伝統が利用されます。労務管理や労働争議にも、監視・抑圧・弾圧とともに

## 「殖産興業」の資本制国家

古代律令国家の亡霊をイデオロギー的に残し、西欧絶対主義と同じ君主主権の明治国家が、にもかかわらず近代国家であるのは、資本主義発展と密接に関わるからです。

それは、すでに産業革命を終えて世界を植民地化した欧米列強に対抗する、「殖産興業・富国強兵」国家でした。

江戸時代に「世界経済ぬきの国民経済」が生まれていたとはいえ、当時の日本の経済力は、とうてい欧米にたちうちできるものではありませんでした。欧米諸国の近代経済成長に入る初発時の一人あたりGNP水準は、どんなに低くみつもっても二〇〇ドル以上なのに、日本は遅れて出発したのに、明治維新时期で五〇―七〇ドルだったといえます。

欧米列強に治外法権を認め、関税自主権さえもたずに出発した日本の近代化は、国家主導の産業育成、軍事的統合による「臣民」形成にならざるをえませんでした。西欧近代の「ソサイアティ」の出発点は、公民が市民政府をつくる「市民社会」であるとともに、資本主義発展を促進する「ブルジョア社会」でしたが、日本で創出さるべき「社会」とは、まずは後者であり、資本と企業でした。日本の場合、後者が優先され、前者は抑圧されます。

明治政府の「殖産興業」は、国家による資本と産業の創出でした。一八七三年の人口

は、祝日に学校で「御真影」を拝礼し、教育勅語奉読、「君が代」合唱という「小学校祝日大祭日儀式規定」(九一年)に具体化されました。日露戦争がはじまった一九〇四年の『尋常小学読本』に「私は『国家のために、入営するのだ』と思ふと、うれしくありません」とあるように、それは戦争と結びつきます。

軍隊と学校は、日本の近代「国民形成」の二本柱でした。同時にそれは、華族制度や家父長制の残る社会での、下層民衆の社会的上昇ルートでした。貧しいイエの子弟でも、成績優秀・品行方正ならば、学校教師や官吏、士官になることができました。師範学校、陸軍幼年学校・士官学校、各地の帝国大学などは、イエ・ムラ秩序Ⅱ「世間」から一時的に脱して「立身出世」し「故郷に錦を飾る」競争を可能にし、「一君万民」イデオロギーに結びつきました。

生活レベルで社会統合を支えたのは、内務省による地域・地方支配とイエ・ムラの伝統でした。明治憲法・国会開設の直前、一八八八年の市町村制施行は、七万余あった旧来の「自然村」を強引に合併させ、一万五八二〇町村から成る「行政村」へと転換させ、徴税・徴兵・教育などの国政委任事務の執行機関とします。町村議会選挙は、二級選挙といつて有権者(国税)二円以上の二五歳以上男性戸主のうち納税額の多い住民が少額納税者の数倍の比率で選ばれるしくみで、実際には地主名望家層が選ばれました。

同時に、旧自然村Ⅱムラは、行政村の下部行政区として残されました。部落長は、区

「経営家族主義」が使い分けられました。

商業の場合は、より直接的です。江戸時代の三井家の経営方式が三井財閥に受け継がれ、「奥〓本家」と「店」の関係が「持株会社―事業会社」関係に継承されました。

### 「富国強兵」と国民統合〓アジア侵略

資本主義発展が軌道にのるのは、日清・日露戦争によってです。日本資本主義は、生まれながらにして、アジア諸国への侵略をビルトインしていました。

一八九四―九五年の日清戦争勝利は、資本主義発展の飛躍点になります。巨額の賠償金は、当時の日本の全会社資本より大きく、金本位制が採用され、官営八幡製鉄所をはじめとした戦後経営・軍備拡張の土台となりました。条約改正による治外法権撤廃、関税自主権回復とともに、日本の世界システム内「半周辺」化の指標です。アジアで最初の産業革命と帝国主義化でした。

それを可能にした「富国強兵」政策の柱は、徴兵制と学校教育でした。徴兵制は一八七三年に制定され、八二年に軍人勅諭がつけられ、八八年の軍制改革、八九年の新徴兵令・帝国憲法発布で、国民皆兵の「天皇の軍隊」が確立します。

一八七二年の学制による義務教育の組織化は、八六年の学校制度体系化、九〇年の教育勅語で完成します。「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」という教育勅語の忠君愛国教育

ません。当初の憲法草案では「国民」「人民」も用いられましたが、「準拠理論」「模範国」がプロイセンに固まってくる過程で、井上毅・伊藤博文らは、国内で天皇に「奉公」する「臣」と統治対象の「民」を合体して「臣民」の語を採用し、天皇大権をきわだたせました。もっともそれが、逆に律令以来の天皇家を政治権力から隔離する伝統をほりくずし、権力と権威の再同一化を招いて、敗戦後に「天皇の戦争責任」が問題となる条件をつくります。

福沢諭吉らが「文明開化」の時代に「社会」と訳出したソサイアティは、自由民権運動の挫折と帝国憲法制定以後は、「社会問題」として現れます。横山源之助『日本之下層社会』は、一八九九年に刊行されます。このころ雑誌『太陽』には「社会」欄が設けられ、政治・法律・文学・商業以外の雑事が扱われます。足尾鋇毒問題や農村から都市にでてきた下層民衆の貧困、一九〇一年の幸徳秋水・木下尚江らの「日本社会民主党」結成(即日禁止)などが「社会問題」です。ここでは、天皇制国家の統制からぬけおち秩序を攪乱する要素が「社会」とされており、一九〇〇年には治安警察法が制定されます。政治学者石田雄は、日本の社会科学の歴史的展開において、明治一四年政変後の一八八七年に東京帝国大学教授を中心にドイツ学優位の「国家学会」が設立、同時に徳富蘇峰らの藩閥政治批判の雑誌『国民之友』が創刊、横山源之助『日本之下層社会』と同時に、スペンサー社会学の翻訳・紹介の流れから「社会学会」(一八九六年)、「社会問題」

長として行政の末端機構になるとともに、共有地管理や用水確保など伝統的村落共同体のつながりのまとめ役になります。中小地主や学校長・郵便局長など地方名望家層が、「富国強兵」から戦争への国民動員に決定的役割をはたし、イエを単位としたムラの社会関係を存続させ、女性をイエの家父長制にしばりつける、農村秩序の最末端を担いました。

### 国家の統御できない「社会問題」

しかし、資本主義は産業労働者をつくりだし、いかに国家主義的な教育でも、民衆の知識と技能を向上させ「社会」を生みだします。国家行政の末端でも、ムラの結合の延長上に「農民自治・農村自治」への動きが現れ、地主名望家が政治的に分化します。天皇制国家は、西欧から流入した「社会主義」思想を含め「社会」内部の自生的動きを敵視し、「国民形成」天皇の臣民づくりの枠からはみだす「社会」を監視と統制の対象とします。「世間をさわがせる」こと自体が「罪」とされます。

「富国強兵」を急ぐ国家からすれば、「殖産興業」とともに不可避となった「社会」を構成するのは、帝国憲法でいう「臣民」であるべきでした。植木枝盛の「人民は先なるものなり、国家は後なるものなり」や中江兆民の「個人これ目的なり、国家これ手段なり」はもちろん許されず、福沢諭吉の「政府は人民の名代なり」でさえ望ましくあり

への関心から「日本社会政策学会」が創立される(九七年)、この「社会政策」は、社会民主党がすでに帝国議会で無視しえない勢力となっていたドイツから輸入されたが、日本では社会主義思想がようやく紹介されはじめた段階だったため、社会主義や社会問題の「先制的予防」を意味した、と論じています(『日本の社会科学』東京大学出版会、一九八四年、『日本の政治と言葉』上下、東京大学出版会、一九八九年)。

ともあれ二〇世紀に入ると、日本にも「国家」や「世間」からある程度自立した「社会」が形成されました。政党政治の出現から大正デモクラシー、普通選挙法にいたる流れは、その現れです。一九二〇年代には、ロシア革命の衝撃から、労働組合運動が広がり、農民組合・部落解放・女性解放運動が生まれ、学生運動が台頭して、社会主義思想が流行します。

### 国家による社会の再統合と総動員体制

日本共産党創立と同じ一九二三年に、内務省に「社会局」が発足し、「社会」に譲歩した工場委員会制度や労働組合法を構想しはじめるのは、象徴的です。内務省は、警察と官選知事など地方支配を担当する天皇制官僚機構の中心官庁でしたが、それが労働・社会政策をも担当することになりました。河上肇の個人雑誌は『社会問題研究』、日本で最初のシンクタンクは「大原社会問題研究所」、学生運動は河上肇・大山郁夫らの影

響で「学生社会科学連合会」をつくりマルクス主義に接近します。

「社会問題」は「階級」概念と結びついて「主義」「運動」となり、都市には「エロ・グロ・ナンセンス」の風潮や「カフェー文化」が広がります。「社会運動」の成果は、男子普通選挙法や合法無産政党結成となりますが、国家の方は、治安維持法で「社会」の許容範囲を明確にし、「農村経済更生」「国体明徴」から「国民精神総動員」へと、「運動」の向きを逆転させていきます。

日清・日露戦争から韓国併合（一九一〇年）、シベリア出兵（一八一二年）、山東出兵（二七—二八年）、そして、満州事変（一九三一年）から日中戦争・太平洋戦争へとたえまなく戦争に突き進んでゆく過程では、「社会」からの政府批判や反戦平和の声もあがりました。そこには「市民社会」の萌芽が一時的に生まれましたが、日本の近代国家は、これを普通選挙法などで譲歩・統合し、他方で思想統制や治安政策でおさえこみながら、ついにはナチス・ドイツなみの「民族共同体」イデオロギーと、日本固有の「国体」概念で、世界を敵にまわした軍国主義・帝国主義国家に純化します。

一九三〇年代からのファシズム戦時体制は、軍部を中心にした国家による「社会」再統合であり、イエ・ムラ秩序Ⅱ「世間」をも利用した国家総動員と対外侵略でした。大政翼賛会、産業報国会・満蒙開拓団・学徒動員・隣組、朝鮮人強制連行・従軍慰安婦が、その帰結でした。未熟ながら自立しかけた日本の「社会」は、ふたたび沈黙しました。